

令和7年度 総合評価方式の評価項目の内容、評価基準及び配点【土木工事（土木部）】

評価の 視点	評価項目	評価細目	評価内容	企業評価型				施工 計画型	技術 提案型	評価基準	企業評価型				施工 計画型	技術 提案型	備考
				簡易型	通常型	若年・女 性技術者 育成型					簡易型	通常型	若年・女 性技術者 育成型				
技術 提案	1. 総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	工事内容に応じて、5項目程度を設定する。 ただし、「環境・安全対策等、社会的要請に関する事項」として、地球温暖化防止対策（CO ₂ 排出量削減等）は必須とする。 4. 将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項は、構造物の耐久性向上対策や完成後の点検・診断・維持修繕等の容易性・確実性の向上対策など、将来的な維持管理等に有効な提案を評価する。	共通仕様書等に記載された事項等における要求内容について、技術的な工夫等の提案を的確な管理体制の下で確実に履行されるよう、マネジメント※に取り組むことを評価。 （※：①施工計画書への記述（文書化）②計画に基づく実施③自主検査（検証）④報告書提出（追跡可能性）を実施）	—	—	—	—	155	評価細目について、有効な提案あり		—	—	—	—	155		
	2. 工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項																
	3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項																
	4. 将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項								上記以外						0		
施工 計画	5. 本体構造物等の品質確保又は品質管理方法の適切性	無筋コンクリートの品質対策	共通仕様書等に記載された事項における要求内容について、的確な管理体制の下で確実に履行されるよう、品質・安全・環境マネジメント※に取り組むことを評価。 （※：①施工計画書への記述（文書化）②計画に基づく実施③自主点検（検証）④報告書提出（追跡可能性）を実施）	—	—	—	20	—	評価項目について、全てに有効な提案あり		—	—	—	20	—		
		鉄筋コンクリートの品質対策															10
		設備の品質対策															
		法面工の品質対策												0			
		鋼構造物の品質対策															
		基礎工の品質対策															
		矢板工・鋼管矢板工の品質対策															
	6. 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	安全巡視		—	—	—	20	—	評価項目について、全てに有効な提案あり		—	—	—	20			
		工事区域の立入防止施設													10		
		監視員・誘導員															
		作業区域の明示施設、作業員の安全対策															
	7. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性	周辺環境等に関し配慮すべき事項	交通対策（車道路面維持、歩行者対策、路面汚損防止、清掃対策）		—	—	—	20	—	評価項目について、全てに有効な提案あり		—	—	—	20		
			騒音振動対策														10
			水質汚濁対策														
			粉塵対策												0		
		建設混合廃棄物減量化対策															
		環境負荷減量対策															
		設備更新時等の機能確保対策															
7. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性	県産品の利用 （地球温暖化防止対策） 【必要に応じて設定】	指定する資材の県産品資材利用 ・生コンクリート骨材 ・砕石材（基礎捨石、道路用砕石等） ・コンクリート二次製品 ・木材 ・アスファルト合材	—	—	—	10	—	生コン：県内産の粗骨材と細骨材の使用割合により評価		—	—	—	10	—			
								二次製品：県内工場、低炭素型、県内産の粗骨材と細骨材の使用割合により評価					8				
								項目 材料の使用割合（％）					6				
								項目 県内工場 低炭素型 0～ 40～ 80～ 100 計					4				
								評価点 0 2 4 6 8 10					2				
								評価点 2 2 0 2 4 6 10					2				
								アスファルト合材：県内工場、低炭素型、県内産の粗骨材と細骨材の使用割合により評価					2				
								砕石材（基礎捨石、道路用砕石等）、木材：県内産の使用割合により評価					0				
								項目 低炭素型 0 40～ 60～ 80～ 100 計					0				
								項目 0 2 4 6 8 10 計					0				
企業の 施工能力	8. 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績	—	CORINSに竣工登録された、過去5年度間及び今年度完成の同業種（※2）工事について、当該工事に対して一定規模以上の施工実績を評価。	—	—	—	10	10	CORINS竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模未満又は実績なし	—	—	—	10 5 0	10 5 0			
	9. 過去4年間における香川県発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点	—	香川県発注（※3）の同業種（※2）工事の過去4年間の工事成績評定点の平均点（※5）を評価。	35	35	35	35	83点以上	35	35	35	35	35				
								82点以上83点未満	33	33	33	33	33				
								81点以上82点未満	30	30	30	30	30				
								80点以上81点未満	27	27	27	27	27				
								79点以上80点未満	24	24	24	24	24				
								78点以上79点未満	21	21	21	21	21				
								77点以上78点未満	18	18	18	18	18				
								76点以上77点未満	15	15	15	15	15				
								75点以上76点未満	12	12	12	12	12				
								74点以上75点未満	9	9	9	9	9				
								73点以上74点未満	6	6	6	6	6				
								72点以上73点未満	3	3	3	3	3				
								72点未満又は香川県発注工事の工事成績評定点なし	0	0	0	0	0				
	10. 受注能力	—	香川県発注（※4）の同業種（※2）工事における、過去4年度間の工事受注年平均額に対する本年度受注工事額の割合（※6）を評価。ただし、本年度受注工事額から維持修繕工事（※7）及び砂防・急傾斜、公園の緊急対応を行う維持修繕工事は控除する。	20	20	20	20	0	20	20	20	20					
0超0.3未満								16	16	16	16						
0.3以上0.6未満								12	12	12	12						
0.6以上0.9未満								8	8	8	8						
0.9以上1未満								4	4	4	4						
11. 直近の香川県発注工事の工事成績評定点	—	香川県発注工事（※3）の過去6ヶ月以内の完成工事の成績評定点を評価。	0	0	0	0	過去6ヶ月以内の完成工事で65点未満なし	0	0	0	0	0					
							過去6ヶ月以内の完成工事で65点未満あり	-10	-10	-10	-10	-10					
							過去3年度に同業種工事の優秀表彰あり	10	10	10	10	10					
							過去3年度に同業種工事の優良表彰あり	5	5	5	5	5					
							過去3年度に同業種工事の表彰なし	0	0	0	0	0					
12. 香川県優良建設工事表彰	—	同業種（※2）工事における、過去3年度の香川県優良建設工事表彰受賞を評価。	10	10	10	10	指定資格取得後5年以上	—	—	—	5	5					
							指定資格取得後5年未満				3	3					
							指定資格取得なし				0	0					
							CORINSに竣工登録された、過去5年度間及び今年度完成の同業種（※2）工事について、当該工事に対して一定規模以上の工事での主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての施工経験				10	10					
14. 過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての施工経験	—	CORINSに竣工登録された、過去5年度間及び今年度完成の同業種（※2）工事について、当該工事に対して一定規模以上の工事での主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての施工経験を評価。	—	—	—	10	CORINS竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり	—	—	—	10	10					
							CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり				5	5					
							CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模未満又は実績なし				0	0					
							CORINS竣工登録同業種工事で0.5規模未満又は実績なし				0	0					
15. 過去5年間における継続教育（CPD）の取組状況	—	配置予定技術者の技術力の維持向上について、（一社）全国土木施工管理技士連合会、（公社）日本技術士会、（公社）土木学会、（公社）日本建築士会連合会、建築CPD運営会議の認定する継続教育の取組状況を評価。	—	—	—	10	取得単位50ポイント以上	—	—	—	10	10					
							取得単位25ポイント以上50ポイント未満				5	5					
							取得単位25ポイント未満				0	0					
16. 若年技術者（35歳未満）・女性技術者の配置	—	配置予定技術者について、若年技術者（35歳未満）又は女性技術者の配置を評価。	—	—	10	—	若年技術者（35歳未満）又は女性技術者を配置	—	—	10	—	—					
							上記以外			0							

評価の 視点	評価項目	評価細目	評価内容	企業評価型			施工 計画型	技術 提案型	評価基準	企業評価型			施工 計画型	技術 提案型	備考			
				簡易型	通常型	若年・女 性技術者 育成型				簡易型	通常型	若年・女 性技術者 育成型						
社会性・ 地理的条 件	25. 建設機械の台数	—	地域防災の備えの観点から、災害時に使用される代表的な建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル等）の保有及びリース契約の台数を評価。	—	10	10	10	10	15台以上	—	10	10	10	10				
									13台以上15台未満		9	9	9	9				
									11台以上13台未満		8	8	8	8				
									9台以上11台未満		7	7	7	7				
									7台以上9台未満		6	6	6	6				
									5台以上7台未満		5	5	5	5				
									4台		4	4	4	4				
									3台		3	3	3	3				
									2台		2	2	2	2				
									1台		1	1	1	1				
									1台未満		0	0	0	0				
	26. 下請けの県内業者の活用	—	県内業者の育成や雇用確保の観点から、下請けの県内業者(※8)の活用を評価。	—	—	—	5	5	全ての一次下請業者が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工する	—	—	—	5	5				
									上記以外				0	0				
	27. 低入札に対する評価	—	総合評価落札方式による入札(※9)で低入札価格調査基準価格を下回る価格で応じた実績を評価。	0	0	0	0	0	実績なし	0	0	0	0	0				
									本工事における入札において、低入札価格調査基準価格を下回る応札あり				-90	-90		-90	-90	-90
									過去180日以内に低入札価格調査基準価格を下回る応札実績あり（応札回数により点数は累積される）				-90～	-90～		-90～	-90～	-90～
合計点	土木一式工事			125	175	185	280	310										
	舗装工事			120	160	170	265	310										
	その他の工事			110	140	150	245	310										
加算点				10	10	10	20	30		—	—	—	—	—				

- ・合計点を加算点に換算する。（少数位3位を四捨五入）
- ・施工計画のうち、評価を行う項目において要求事項に一つでも提案が無い場合、当該項目の評価は「－5点」の評価とする。また、評価を行う項目数の半数以上が「－5点」の評価となった場合は、失格とする。（ただし、県産品の利用（地球温暖化防止対策）については、この限りではない。）
- ※1 県産品の利用（地球温暖化防止対策）に関する詳細な評価基準等は、入札公告のとおりとする。
- ※2 工種・同業種：建設業法29業種区分による。
- ※3 香川県発注工事：土木部、農政水産部土地改良課、農村整備課及び水産課、環境森林部森林・林業政策課（旧みどり整備課）及びみどり保全課並びに総務部営繕課が所管する建設工事。
- ※4 香川県発注工事：土木部、農政水産部土地改良課、農村整備課及び水産課、環境森林部森林・林業政策課（旧みどり整備課）、みどり保全課及び循環型社会推進課（旧廃棄物対策課）、交流推進部交流推進課、総務部営繕課並びに警察本部が所管する建設工事。
- ※5 過去4年間とは、完成日が令和3年1月1日から令和6年12月31日まで。
- ※6 受注能力は、「同業種の本年度受注工事額」を「同業種の過去4年度間の工事受注年平均額」で除した数値とする。ただし、「同業種の過去4年度間の工事受注年平均額」が「基準受注額」を下回る場合は、受注能力は、「同業種の本年度受注工事額」を「基準受注額」で除した数値とする。
ここでいう「基準受注額」とは、「過去4年度間の同業種・ランク毎の1業者あたり年平均受注額」を基に設定している。
- ※7 維持修繕工事：道路維持修繕に関するバト工事（舗装修繕、交通安全施設、路面清掃、植栽維持、ポンプ点検を除く）、雪に関するバト工事（雪氷管理に関するバト工事、除雪に関するバト工事）、河川維持修繕に関するバト工事（砂防・急傾斜を除く）、港湾に関するバト工事
- ※8 下請けの県内業者とは、元請業者と直接契約のある、県内に主たる営業所を有する一次下請業者とする。
- ※9 評価対象となる入札は、香川県発注工事（知事部局、議会事務局、教育委員会、警察本部及び病院局が所管する建設工事）の入札とする。